

今回は、遺産分割協議と遺産分割協議書の作成において、留意すべき点などについて解説します。

1. 遺産分割協議

相続が開始するとその時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を包括的に相続人が継承します。相続人が複数の場合においては、相続財産は共同相続人全員の共有となります（民法898）。しかし、例えば、税理士の資格などのように被相続人の一身に専属した権利義務は承継されません。

遺産の分割は、遺産の暫定的な共有状態における権利を解消するために行われるものです。そして、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行うよう定めています（民法906）。「年齢」は年少者を、「心身の状態」は心身障害者等を、「生活の状況」は生存配偶者の居住権などをそれぞれ主として配慮した定めだといわれています。

しかし、遺産分割協議においては、民法の規定する分割の基本に準拠することが望ましいのですが、結果的にどのような分割になっても意見の一致を得たものでさえあれば、遺産分割協議は有効とされます。そのため、家庭内弱者（高齢の配偶者、社会経験のない独身の子、障害をもっている子や孫など）の相続人がその後も安心して暮らせるよう配慮された遺産分割を検討することが良いと思います。

遺産分割を行う場合には、相続財産そのものを相続する現物分割が一般的ですが、相続財産を分割することが困難である場合には、代償分割や換価分割といった方法を活用することができます。

① 現物分割・・・共同相続人が被相続人に係る相続財産を分割する場合に、A土地を妻が、B土地を長男が、金融資産を長女が、というように、相続財産を指定して特定の相続人に分割する方法を「現物分割」といい、最も基本的な遺産分割の方法といえます。

② 代償分割・・・共同相続人のうち、特定の相続人がある相続財産を現物で相続する代わりに、その現物分割を受けた相続人が他の相続人に対し代償資産又は代償債権を給付する方法を代償分割といいます。

不動産や自社株など複数の相続人に分散させたくない相続財産が中心である場合には、代償分割を採用することにより、特定の相続人に相続させることが可能となります。

③ 換価分割・・・相続財産を譲渡し換金したうえで、その換価された金銭を共同相続人に分配する方法を換価分割といいます。実際に売却により手元に残る金額により分割ができるため、公平な遺産分割が可能です。

2. 遺産分割協議書の作成

遺産分割協議が調ったら、その内容を遺産分割協議書にまとめ、相続人全員が署名・押印（実印）し、印鑑証明書を添付のうえ、保管するようにします。

遺産分割は共同相続人間の合意があれば成立しますので、法律上は遺産分割協議書を作成しなければならないといった規定はなく、書き方や作成手順も設けていません。また、遺産分割協議書に各相続人が押印する印鑑についても、何も実印を用いる必要はなく、実印の代わりに認印や拇印を用いても、協議書自体が無効にはなりません。

遺産分割協議書を作成する理由は、大きく分けて以下の3つが考えられます。

- ① 相続人間のトラブル回避（合意した協議内容を書面に残して明確にしておくため）
- ② 相続財産の相続手続きを行うため（不動産・預貯金など）
- ③ 相続税の特例の適用を受けて申告するため

しかし、実務上は、遺産分割協議書には「実印」で押印するのが一般的です。その理由は三つあります。

- ① 日本において、市町村役場に登録してある印鑑（実印）は、誰もが勝手に手にすることができないため、押印者は本人であるということを証明する意味をもっていること。
- ② 不動産の相続登記をするときに、実印を用いた遺産分割協議書を、登記申請時に添付する必要があること。
- ③ 相続税法の特例適用（配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予、非上場株式等についての相続税の納税猶予）を受けるためには、相続発生後に発行された印鑑証明書の添付が必要とされている。

なお、不動産登記令第16条・17条・18条の規定により添付する印鑑証明書は作成後3か月以内のものに限られますが、相続登記の際の印鑑証明書はこれに該当しません。（法務局：所有権移転登記申請書（相続・遺産分割）記載例＜解説及び注意事項等＞注6）

（文責：山本和義）